

措置命令の発出方法について

1. 直接摂取によるリスクに係る措置

措置命令は、「立入禁止」「舗装（土以外のもので覆う措置）」「盛土（覆土）」「土壌入換え」「土壌汚染の除去」の中から、汚染の状況、土地の利用状況、関係者の意向等を踏まえ、その1つを特定して命ずることとする。

具体的には、原則として、通常の利用が可能な盛土を命ずることとする。ただし、現に宅地又はマンションとして利用され建築物が存在している場合で、盛土による措置では現状の上部利用に支障が生ずると判断される場合には、上記の盛土に代えて土壌入換えを命ずる。また、特別な場合には、土壌汚染の除去を命ずることがある。

なお、聴聞等において、土地所有者等が立入禁止又は舗装の実施を希望した場合は、これらの措置を命ずることとする。また、土地所有者等及び汚染原因者が土壌汚染の除去を希望した場合は、これらの措置を命ずることとする。

措置の種類	命令が行われる場合	対応する土地の利用方法	具体的ケース
立入禁止	土地所有者等が希望する場合で、その土地利用の状況等から見てその希望した措置により健康リスクを回避でき得ると判断される場合に、この措置を命ずる。	当面土地利用をしない場合	未利用地（遊休地）
舗装（土以外のもので覆う措置）		全面舗装が可能な駐車場や商業用地等の場合	全面舗装型の道路、駐車場、商業地等
盛土（覆土）	原則として、この措置を命ずる。	都市公園、戸建て住宅等の土壌の露出の多い土地利用の場合	都市公園、運動場、戸建て住宅、マンション、学校等
土壌入換え	現に宅地又はマンションとして利用され建築物が存在している場合で、盛土による措置では現状の上部利用に支障が生ずると判断される場合に、上記の盛土に代えてこの措置を命ずる。		
土壌汚染の除去	特別な場合*にはこの措置を命ずることがある。		浄化後はあらゆる土地利用が可能

*：特別の場合とは、土地所有者等と汚染原因者が共に希望する場合で浄化措置を行うこととしている場合の他、乳幼児が多数頻繁に出入りする複数施設を有しその土地形状が頻繁に変わる遊園地又は、砂場等の土地利用に現に供されている場合や供されることが確実な場合に限定される。

2. 地下水等の摂取によるリスクに係る措置

地下水が未だ汚染されていない場合には、原則として地下水のモニタリングを命ずることとし、地下水が既に汚染され、又は地下水モニタリングにより汚染されたことが判明した場合には、以下のとおりとする。

措置命令は、「不溶化等（原位置不溶化及び不溶化埋め戻し）」「原位置封じ込め」「遮水工封じ込め」「遮断工封じ込め」「土壤汚染の除去」の中から、汚染の状況、措置技術の適用可能性、関係者の意向等を踏まえ、その1つを特定して命ずることとする。

具体的には、原則として、原位置封じ込めを命ずることとする。また、揮発性有機化合物により高濃度（土壤溶出基準の10倍を超過）に汚染されている場合には、原則として、浄化措置を命ずることとする。

なお、聴聞等において、土地所有者等が重金属等による汚染について不溶化等の実施を希望した場合は、これらの措置を命ずることとする。また、土地所有者等及び汚染原因者が土壤汚染の除去を希望した場合は、これらの措置を命ずることとする。

措置の種類	命令が行われる場合
原位置不溶化・不溶化埋め戻し	重金属等について、土地所有者等が希望する場合に、この措置を命ずる。
原位置封じ込め	第二溶出量基準を超過しない場合（重金属等については超過する場合を含む。）に、原則としてこの措置（重金属等については不溶化した上で実施する。）を命ずる。
遮水工封じ込め	第二溶出量基準を超過しない場合（重金属等については超過する場合を含む。）において、土地所有者等及び汚染原因者が共に希望したときは、この措置（重金属等については不溶化した上で実施する。）を命ずる。
土壤汚染の除去	第二溶出量基準を超過する場合（重金属等を除く。）に、この措置を命ずる。 また、土地所有者等と汚染原因者が共に希望する場合にも、この措置を命ずる。
遮断工封じ込め	農薬等について第二溶出量基準を超過する場合に、この措置を命ずる（土壤汚染の除去とどちらかを選択して命ずる。） また、土地所有者等と汚染原因者が共に希望する場合（揮発性有機化合物を除く。）にも、この措置を命ずる。